

内閣府委託調査

消費者の安全のあり方に関する研究会

報 告 書

平成 15 年 11 月

社団法人商事法務研究会

は し が き

本報告書は、内閣府国民生活局からの委託により実施された「消費者の安全のあり方に関する研究会」の報告書である。

消費者保護基本法が昭和 43 年に施行され、消費者安全の理念を含めて基本的なフレームが定められているが、その後 30 年以上が経過しており、技術の進歩や嗜好の変化による製品の複雑化・多様化によって、消費者を取り巻く環境には、大きな変化が生じている。欠陥製品による被害救済を図るため、製造物責任法が制定され、物の欠陥に起因する消費者被害の救済方法が整備されたものの、近年においても依然として消費者の安全を脅かす被害が発生している。また、サービス取引をめぐる消費者被害事例も増加する傾向にあり、物とサービスを両輪とする消費者の安全のあり方に関する検討が求められている。

こうしたことから、平成 14 年 9 月より、学識経験者からなる「消費者の安全のあり方に関する研究会」が設けられ、今後のわが国における望ましい消費者の安全のあり方について自由な立場から活発な議論が重ねられた。本報告書は、この研究会の成果をとりまとめたものである。

本報告書においては、まず、わが国における安全法制の大まかな流れを概観した後、その総合的現状分析を、物とサービスとに対象を区分しつつ、公法・私法の双方を視野に入れる形で行った。ここまでが総論的な部分である。次に公法学、経済法学、比較法学、行政学という多面的な視点（学問領域）から、消費者をめぐる安全の問題について検討を加えた。さらに、EU やフランス、ドイツ等の主要国等における消費者安全のための法制度や施策等について実情を分析しつつ、わが国に導入する際の問題点等について課題を整理するとともに、今後のわが国における望ましい消費者安全のあり方について提言を試みている。

本報告書が消費者及び国民生活の安全を向上させる施策の検討の一助にしていたできれば幸いである。

平成 15 年 11 月

社団法人 商事法務研究会

消費者の安全のあり方に関する研究会

委員名簿

委員長	廣瀬久和	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	岡田外司博	駒澤大学法学部教授
	橋本博之	立教大学法学部教授
	中村民雄	東京大学社会科学研究所助教授
	丸山絵美子	専修大学法学部助教授
	森田 朗	東京大学大学院法学政治学研究科教授
臨時委員	米丸恒治	神戸大学大学院法学研究科教授
	山下純司	学習院大学法学部助教授
調査協力者	川副 令	元・東京大学大学院法学政治学研究科助手
	河井苑子	東京大学大学院総合文化研究科
	井上由紀子	元・東京大学大学院法学政治学研究科
	中原太郎	東京大学大学院法学政治学研究科

目 次

はじめに

第 1 部 わが国における消費者安全法制のあり方

第 1 章 わが国の法制度の概観	1
第 2 章 わが国における安全法制の現状分析と展望	
第 1 節 物（製品）と消費者の安全	5
第 2 節 サービスと消費者の安全	28

第 2 部 様々な学問領域からの分析

第 3 章 公法学からの分析	51
第 4 章 経済法学の観点からみた安全性規制の問題	66
第 5 章 比較法学からの分析	
EU・イギリスの法制度からの示唆	72
第 6 章 行政学の観点からみた安全規制	93

第3部 諸外国における安全法制*

第7章 公法による安全の確保

第1節 EUにおける消費者の安全保護法制	103
第2節 イギリスにおける消費者の安全保護法制.....	113
第3節 フランスにおける食品安全法制.....	120
第4節 ドイツにおける安全行政と法の課題.....	125
第5節 アメリカにおける食品の安全法制.....	129

第8章 私法による安全の確保

第1節 ドイツにおける製造物責任論の展開.....	135
第2節 フランスにおける製造物責任論の展開.....	139

第4部 総括と課題	143
-----------------	-----

< 執筆分担 >

廣瀬久和	(はじめに・第1部第1章・第1部第2章第1節・第4部)
岡田外司博	(第2部第4章)
橋本博之	(第2部第3章)
中村民雄	(第2部第5章)
丸山絵美子	(第1部第2章第2節)
森田 朗	(第2部第6章)

* 第3部は、研究会でのメンバーの報告を基に事務局がとりまとめた。なお、第3部第7章第4節は、米丸恒治臨時委員が担当した。

はじめに

(1) 消費者保護基本法は、消費者法制全体の基本的枠組みを提示するとともに、国家が消費者保護に対してどのように取り組んでいくかを示す、重要な根本規範である。消費者保護に関連する個別立法は近年わが国でも多数制定されつつあり、個々の領域における消費者の保護は相当進展しつつあると言えるが、上記の意味での根本規範としてわが国の現行「消費者保護基本法」が十分期待される内容のものになっているかといえ、残念ながらそれとは程遠い状況と言わざるを得ない。特に、一方で明治以来のわが国の「公衆」保護法制の、少なくともアジアにおける（領域によっては欧米のものとも比べても）相対的先進性を顧み、他方、今日におけるアジアを含む諸外国の消費者法制の著しい発展と比較するとき、その感を禁じ得ないのである。

(2) 我々に与えられたテーマである消費者「安全」の問題を念頭に置きながら、上の最後の点を若干補足しておこう。1962年のケネディ教書等を通じわが国の消費者保護基本法や消費者安全法制全般に影響を与えたアメリカ合衆国では、その後ケネディの「消費者の権利」が充実・拡張していき、レーガン政権以降の規制緩和の波の中でも、消費者保護の基本的枠組みは維持されてきた。FDA等による消費者安全のための保護規制はわが国の法制よりも充実している点が多いが、その背景には消費者の安全に関する（あるいは、より一般的に消費者の保護に関する）国家や州の基本的な規制重視の姿勢が存在している。そしてそれは、実質的な意味でのアメリカ消費者保護基本法の特色だとも言えるものである。

また、ヨーロッパにおいては、EC指令等を通じておびただしい数の消費者保護規制が実施されていること、その保護のレベルも総じてかなり高い水準になっていることは周知のとおりだが、それらのもとには消費者保護を重要視するEU諸国に共通の政策ないし考え方が存在しており、さらにそれは、消費者保護の基本法制として実質的に定着しつつある。最近ではヨーロッパ(EU)の憲法典制定が日程にのぼりはじめているが、こうした消費者法の根本規範の形成とも関わりが出来てくることが予想される。

欧・米だけではない。アジアにおける消費者法の発展も忘れてはならない。例えば中国、韓国、台湾において消費者保護の法制度は、基本法のレベルの規範化についてもすでに我々を凌駕しつつあると言っても過言ではない。特に「中華人民共和国消費者權益保護法」は、もちろん社会主義市場経済体制等のわが国との違いが看過されてはならないが、例えば二倍額賠償や人格権法理の導入など検討に値する多くの個別的制度を採用

するとともに、消費者の「九つの権利」を明定し、「国家」や「事業者」に「消費者の合法的権益保護の義務」を課すばかりでなくマスメディアを含む「社会」にも上述の保護義務を課すなど、消費者保護を徹底しようとする基本理念がかなり強く全体を貫いている点でも注目に値するものである。

(3) もちろん、これらの国々でも消費者保護の現状は決して満足のいくものではないかもしれない。枠組みとしての法制度が先行しているだけだという部分も存外多いかもしれない。しかし少なくともこれらの法制度に表われた消費者保護への国の根本姿勢には大いに学ぶべきものがある。

わが国の「消費者保護基本法」の見直しが進められている今、消費者保護法の基本に据えられるべきものは何なのか。我々の研究会では、消費者安全法制の側面に的は絞られているが、様々な法領域の専門家と行政学の専門家が一堂に会してこの問題意識の下に真摯な検討と議論を続けてきた。その成果が本報告書である。

わが国の状況を踏まえたうえで、検討の対象とした外国の消費者安全法制の中心はEU及びヨーロッパ各国のものに集中している。これは一方で米国の状況についてはすでにかんがりの紹介がされていること、他方でアジア諸国の状況については第一次資料の入手や言葉の面での困難が著しいことがその理由ではあったが、近年のEUやそれを支える欧州諸国の動向にはその内容においてアメリカを含む全世界に強いインパクトを与えるだけの実質が存在していると我々が考えたからでもある。

そして、公法・私法にまたがる消費者安全法制全体の基本的諸問題を考察した後、現時点における検討結果を踏まえた提言をまとめてみた。いまだ調査・検討の幅も深さも意に満たないところが多いけれども、ひとまずここで成果を公表し大方のご批判を仰ぎたい。

なお、研究会の運営から報告書の取りまとめまで、メンバーはもとより様々な方面のご協力をいただいた。とりわけ社団法人商事法務研究会の杉山昌樹氏にはひとかたならぬご助力をいただいた。これらの方々には厚く御礼申し上げたい。